

随意契約（相手方指定）調書

件名	平成24年度 吉村昭関連資料のデジタル 写真撮影委託	No. 5200435
工（納）期	平成24年9月19日から平成25年 3月13日 まで	
契約締結日	平成24年9月18日	
契約金額	1, 192, 695円（消費税込み）	

契約相手方	株堀内カラー	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

契約審査委員会資料	
経理課契約係	H24. 9. 7

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>平成24年度 吉村昭関連資料のデジタル写真撮影委託</p>
<p>指名業者（案）</p>	<p>名称 株式会社 堀内カラー                  所在地 大阪府大阪市北区万歳町3-16                  代表者 代表取締役社長 堀内 洋司</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、作家・吉村昭氏の関連紙資料の破損劣化を防止するため、資料のデジタルデータ化と分類整理を並行して行い、さらにデジタルデータのデータベース構築を行う業務である。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① デジタル写真等を用いた資料データベースは、追記を継続して行うため、使用する画像形式及び資料データフォーマットの統一をしなければならないこと。</p> <p>② 資料の損傷劣化を最小限に防ぐため、膨大な点数の資料の分類整理をデジタル化と並行して行っており、複数年にわたる継続した作業が見込まれること。</p> <p>③ 上記相手方である株式会社堀内カラーは、平成23年度に一般競争入札において同案件の業務を受託しており、資料の適切な扱いを含めてその履行状況は良好で、作業の統一性と継続性を確保できること。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>